

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	和邇文化センター
委 託 業 務 名	大津市和邇文化センター 吸収冷温水機定期分解点検作業
委 託 業 務 場 所	大津市和邇高城
概 要	2010年2011年に納入された吸収冷温水機の構成部品がメーカー周期を超え、利用中不意の停止を防ぐ為の分解点検整備
契 約 期 間	令和4年5月31日から令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年5月31日
契 約 金 額	14,410,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 〔名 称〕 株式会社日立ビルシステム関西支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該機器はメーカー固有の技術に基づいて設計製作されたものであり、各部品等の規格が異なる他社製品では互換性に乏しく、正常な動作が保証されない。 当該業者は、日立アプライアンス株式会社からアフターサービス全般に関して委託された会社であり、当業務を確実に実施できる唯一の業者である。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。